

【町民福祉課からのお知らせ】

マイナンバー制度の情報連携が開始されます（本格運用）

11月13日(予定)から、役場での各種手続きの際に、これまで提出していた書類の一部が省略可能となります。

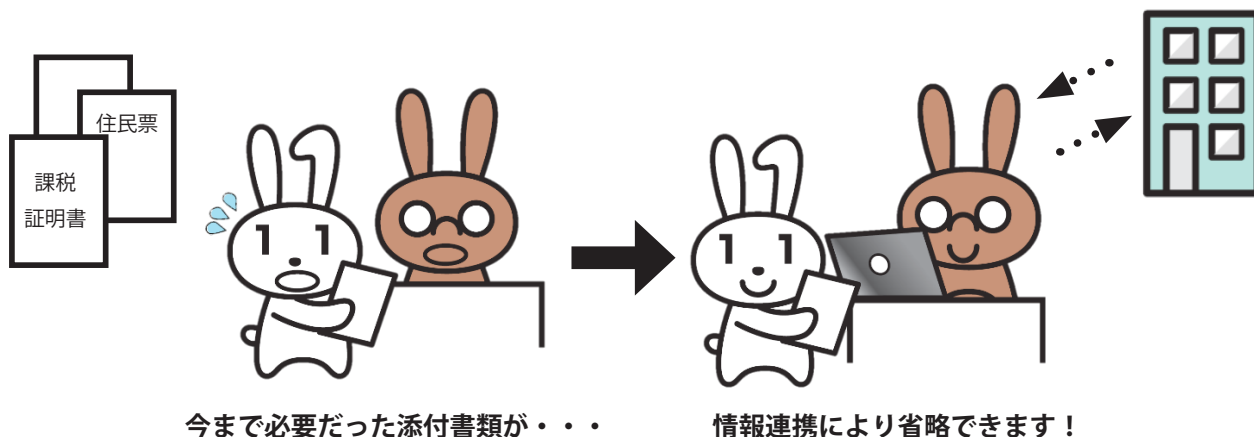
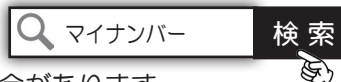
省略可能な書類の例 ※1

申請項目	省略可能な書類の例	申請項目	省略可能な書類の例
児童手当の申請	課税証明書	介護保険被保険者証の交付申請	医療保険被保険者証
	住民票 ※2		住民票 ※2
児童扶養手当の申請	住民票 ※2		課税証明書
	課税証明書	生活保護受給証明書	
介護保険料の減免申請	住民票 ※2	障がい福祉サービスの申請	障害者手帳 ※3
	課税証明書		住民票 ※2
	生活保護受給証明書		課税証明書
		町営住宅の入居の申請	住民票 ※2
			課税証明書

※1 一例です。詳しくは申請する担当課にお問合せいただくか、内閣府のマイナンバーホームページをご覧ください。

※2 平成30年7月以降に省略可能となる見込みです。

※3 住所や氏名の変更届が行われていない場合等、掲示が必要となる場合があります。



子育てワンストップサービスが始まります

妊娠、出産、育児等子育てに係る手続きの負担を軽くするために、子育てワンストップサービスが始まります。主に、3つのサービスが利用できます。

サービスの種類	内容	開始時期
かんたん検索	子育てに関するサービスを簡単に調べることができます	本格運用と同時 (11月13日を予定)
オンライン申請	子育てに関する申請を、自宅のパソコン等からインターネットを利用して行えます	平成30年1月以降に 順次実施予定
プッシュ型通知	子育てに関するお知らせを、マイナポータルに登録された方へ通知します	

※オンライン申請、プッシュ型通知を利用するには、マイナンバーカードが必要です。

詳しくは、マイナポータルURL <https://myna.go.jp/> 【ぴったりサービス】へ
マイナンバーカードがあれば、役場でも利用ができますので、児童福祉グループへお申出ください。

問合せ 子育てについて 町民福祉課 児童福祉グループ ☎21-2120
妊娠出産について 保健課 保健指導グループ ☎21-2122